

## 令和8年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金 (返還不要)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。返還は不要です。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付（4～6月分）を行います。今回の前倒し申請と7月の通常申請では、所得確認の年度が異なるため、前倒し申請で認定されても通常申請では認定されないこともあります。十分ご注意ください。

**一部給付の支給を受けた者または申請をしたが不認定だった者についても、7～3月分の支給を受けるには7月以降に再度の申請が必要です。**

### ＜一部給付の支給要件＞

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 沖縄県内に住所を有する保護者等(親権者)のうち、生徒本人が日本国籍を有し、高等学校等就学支援金の対象校に在学している者
- (2) 年収490万円未満程度(保護者等(親権者)全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が182,500円未満)の世帯または生活保護受給世帯  
※令和8年度からは生徒本人の国籍・在留資格を確認します。外国籍の生徒については、高校事務室までご相談ください。

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

### ○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

| 世帯状況                           |                  | 4～6月分   | 7～3月分    | 合計額      |
|--------------------------------|------------------|---------|----------|----------|
| 生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)<br>※家計急変は除く |                  | 8,075円  | 24,225円  | 32,300円  |
| 住民税所得割<br>非課税世帯                | 全日制・定時制課程に<br>在籍 | 35,925円 | 107,775円 | 143,700円 |
|                                | 通信制課程に在籍         | 12,625円 | 37,875円  | 50,500円  |
| 年収270～380万<br>円未満程度の<br>世帯     | 全日制・定時制課程に<br>在籍 | 11,975円 | 35,925円  | 47,900円  |
|                                | 通信制課程に在籍         | 4,205円  | 12,625円  | 16,830円  |
| 年収380～490万<br>円未満程度の<br>世帯     | 全日制・定時制課程に<br>在籍 | 8,980円  | 26,950円  | 35,930円  |
|                                | 通信制課程に<br>在籍     | 3,155円  | 9,475円   | 12,630円  |

※ **申請期間** 令和8年4月28日(火)～令和8年5月15日(金)

裏面へ

## ○提出書類

申請書類は学校ホームページからダウンロードするか、事務室に取りに来てください。

- ① 高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ② 全項目記載の令和7年度所得課税証明書又は生徒本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）  
※生活保護を受給している場合は、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）が必要
- ③ 生徒の国籍を確認できる書類（日本国籍：戸籍抄本、外国籍：在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し）
- ④ 扶養誓約書（様式3）及び参考様式① ※親権者以外の者による申請の場合に必要。ただし、親権者以外の者が申請している理由によっては、申請が認められないこともあります。
- ⑤ 債権・債務者登録申請書（別添様式） ※申請者以外の口座へ振込む際は依頼書が必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式6）



※家計急変については、⑧～⑩についても提出ください。

### ⑧ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか

死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

### ⑨ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和7年度所得課税証明書（写可）

【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等

営業所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和7年度所得課税証明書（写可）

【家計急変後の収入】所得見込証明書（別添様式）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

### ⑩ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養誓約書（様式3）、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）のいずれか

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※家計急変審査は世帯の収入の減少を基に審査をします。支出額の大きさは考慮に入れないので、支出が分かる明細や領収書等の書類は不要です。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

## ○問い合わせ先

与勝高等学校 事務室 担当者 渡辺 TEL：098-978-5230